

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係る実施方針等に対する意見への回答

2. 意見への回答

No.	書類名	頁	章	節	細節	項目	項目名	意見内容	回答
1	実施方針	11	3	(2)	イ	(イ)	本件施設の建築物等の設計・建設（改修）及び既存設備解体撤去を行う者の要件	建築物等の設計・建設（改修）及び既存設備解体撤去の要件が同じく要求されていますが、千葉市建設工事入札参加資格者名簿の業種登録のとおり、建築一式工事と解体工事について、それぞれ個別に資格要件を設けて頂きたく、ご検討をお願いいたします。または、JVでの応募を考えていますので「当該業務を複数の構成員又は協業企業で実施する場合は、少なくとも1者は次の要件を全てを満たすこと」の「全て」の文言を取り除いた資格要件を設けて頂きたく、ご検討をお願いいたします。	「建築物等の設計・建設（改修）」と「既存設備解体撤去」を行う者について、それぞれ個別に分けて参加資格要件を設定するように変更します。詳細は、今後公表する入札説明書等で示します。
2	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	1. 7. 1	第1章	第7節	2	(2)	施工の契約不適合責任 建築工事関係	〔また、防水工事の契約不適合責任期間は〔10〕年とし、〕とありますが、シーリング及びケイ酸質系の塗膜防水等はそこまでの対応は不可能と考えます。	実施設計時に協議に応じます。
3	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	1. 12. 8	第1章	第12節	9		津波避難ビルの取扱い について	「本事業では既存建築物を再利用することから、工事期間中も含め、事業期間を通じて津波避難ビルの役割を果たすこと」とありますが、リニューアル整備用地の管理及び避難者の安全確保等に課題が生じることから、工事期間中の避難についてはご容赦願いたく、ご検討をお願い致します。 工事期間中のリニューアル整備用地の管理については、夜間や休日等の無人となる場合は外部からの進入ができないように、既存の門扉や建物入口の施錠を行います。よって「夜間や休日等の無人となる時間帯でも避難が可能となるよう～」とありますが、背反した対応となります。避難者の安全確保を考慮しますと、敷地入口（門扉施錠解除）から、建物入口、建物内避難場所への誘導が不可欠であると考えます。 その他、避難者が必要な最小限の設備（避難場所のエレベータ、照明や水道等）を用意しなければならず、これに係る維持管理費用の見積が必要となりますが、要求水準書（案）に更に詳細な条件を追加して頂かないとできません。	工事期間中の避難対応について再検討し、その結果を今後公表する入札説明書等で示します。
4	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 2. 2	第2章	第2節	1	1-2	(6) ごみ処理料金キャッシュレス収受システム 設計基準	キャッシュレス決裁の手数料は、運営事業者では積算不可能のため、貴市のご負担としていただけないでしょうか。	キャッシュレス決済の手数料については、事業者側での見積もりは不要です。

2. 意見への回答

No.	書類名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	意見内容	回答
5	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 7. 5	第2章	第7節	7			煙突 外筒	外筒：RC造は補修と記載があります。 現物を拝見すると真横に走るクラックのようなものが無数に確認 されます。 前提として今回の改修は構造変更はしないため、補修をしても同 様の現象が比較的早期に再現されてしまう可能性が考えられま す。	要求水準書(案)に記載のとおりとします(意見の内容については承知し ました)。
6	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 11. 3	第2章	第11節	2-1	(7)	イ (カ)	キュービクル形ガス絶 縁開閉装置 設計基準	「避雷器接地側には相ごとに放電電流記録装置と3相一括の放電 度数計を設けること。」とありますが、システムに必須機器でな いこと、一部のメーカーでは非標準仕様になるため削除する方向で ご検討願えないでしょうか。	実施設計時に協議に応じます。
7	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 11. 3	第2章	第11節	3	3-1	(1)	高圧受配変電設備	高圧受電盤等の規格を定めるJEM1425は2025年3月に廃止される予 定で、国際規格に対応したJIS C 62271-200に移行されます。した がいまして、準拠規格としてJIS C 62271-200を記載されますこと を提案します。なお今回、構造・形式等(CW, CX形) は、JEM1425相 当でご提案します。	今後公表する入札説明書等で修正します。
8	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	2. 11. 9	第2章	第11節	7	7-5		出力制御機能付P C S	出力制御機能付P C S（パワーコンディショナーシステム）の設 置を要求されていますが、本設備は大容量の太陽光・風力・蓄電 池設備で直接東京電力PG様と取合う場合を対象とし、本事業には 該当しないものと理解しています。 東京電力PG様との協議内容をご確認願います。また逆潮流制限が あればご教示願います。	東京電力パワーグリッド(株)に確認したところ、出力制御機能付PCSは 必須であるとの回答を得ています。 なお本事業では、新規に接続検討から手続きを行う必要があり、逆潮流 制限に関しては、接続検討以降において東京電力パワーグリッド(株)と の協議事項となります。
9	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	3. 2. 7	第3章	第2節	2	(7)	キ (イ)	押出成形セメント板部 の補修	「下地調整の上塗替え フッ素樹脂塗装」となっておりますが、既 存は工場塗装品であり、現地再塗装とは色・艶等のイメージが変 わりますことをご承知おきください。	要求水準書(案)に記載のとおりとします(意見の内容については承知し ました)。
10	要求水準書 設計・建設 業務編（案）	3. 4. 1	第3章	第4節	3			給排水衛生設備工事	「本設備は原則として、既存設備の機器については更新し、その 他に付帯する配管や配線は既存設備を改修するものとする」と記 載があります。 埋設配管を全更新する場合の面積を算出すると、面積3,000㎡を超 えると思慮されます。また、余熱利用配管・電源供給ケーブルの 更新と、工事用重機のための地盤改良面積を考慮すると、給排 水・ガス、電気関係、屋外照明の埋設配管は更新することができ ません。 屋外配管の更新となると土地の形質変更面積にも影響するため、 更新できる範囲が限られております。	掘削を伴う配管更新は、余熱利用施設への蒸気供給配管と、余熱利用 施設からの蒸気ドレン戻り(還水)配管を想定しており、その埋設範囲か ら考えれば ^(※) 、形質変更面積(掘削面積と掘削土仮置場面積の合計 面積)が、土壤汚染対策法で定める「土地の形質の変更」に該当する要 件の面積(3,000㎡)を超えることはないと思込んでいます。面積要件を 超えないよう、必要性の高い配管について更新や改修を計画してくださ い。 形質変更面積が届出要件面積を超える場合には届出を行います。 (※) 蒸気供給配管及び蒸気ドレン戻り配管の埋設範囲 埋設距離＝約140m、埋設幅＝約3m